証券コード　4812
平成27年６月５日

株　主　各　位

東京都港区港南二丁目17番１号
株式会社 電通国際情報サービス
代表取締役社長　釜　井　節　生

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成27年６月22日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月23日（火曜日）午前10時　（開場午前９時）

２．場　　所　東京都港区港南二丁目17番１号　京王品川ビル
当社本社３階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第40期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第40期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます（http://www.isid.co.jp/）。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成26年４月１日～平成27年３月31日）におけるわが国経済は、海外景気の下振れリスクはあるものの、政府主導の経済政策の効果等により企業収益に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が継続しました。情報サービス産業におきましても、業績が好調に推移する製造業を中心にIT投資の増加傾向が継続しており、先行きには明るさが見られております。

かかる状況の下、当社グループは、平成26年５月に新中期経営計画「ISID Open Innovation 2016『価値協創』～Progress to the Future～」を発表いたしました。あらゆるパートナーとのコラボレーションを通じて、お客様や社会の課題解決に貢献する価値あるソリューションの創出を志す「価値協創」を理念に掲げ、「競争優位性の追求」「新たなビジネス領域の開拓」「人材力の強化」の３つの基本方針のもと、より一層の差別化と業績の拡大に取り組んでおります。

当連結会計年度の売上高は78,267百万円（前期比105.8%）となりました。当社グループが展開する３つの事業セグメントのうち、コミュニケーションITは前期に大型案件が終了したことに伴い減収となったものの、金融ソリューションならびにエンタープライズソリューションの拡大が増収を牽引し、４期連続増収および過去最高売上高となりました。

利益面では、円安によるソフトウェア商品仕入原価の増加ならびにソフトウェア製品の開発原価増大があったものの、増収効果により吸収し、売上総利益は前期並みの22,364百万円（前期比99.1%）となりました。販売費及び一般管理費は、減価償却費および研究開発費等の減少により17,886百万円（前期比97.9%）となったため、営業利益は4,478百万円（前期比103.9%）、経常利益は4,966百万円（前期比104.2%）と、５期連続の増益となりました。一方、三鷹データセンターにおけるサービス提供の終了に伴う事業構造改善費用を特別損失に計上したことにより、当期純利益は2,166百万円（前期比75.4%）と前期比減益となりました。

なお、平成26年５月12日に発表した業績予想との比較では、金融ソリューションならびにエンタープライズソリューションが好調に推移したため、売上高は予想比102.7%となりました。利益面も、上期に発生したソフトウェア製品開発における原価の増加を、売上高の拡大ならびに販売費及び一般管理費の抑制により吸収し、営業利益はほぼ予想並み（予想比99.5%）、経常利益は為替差益の計上等により予想比106.3%となりました。一方、当期純利益は、前述の特別損失の計

上により予想比73.2%となりました。

事業セグメント別の売上高および営業の状況は以下のとおりです。

■事業セグメント別売上高

事業セグメント	第39期（前期） 自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日		第40期（当期） 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日		前期比
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	%
金融ソリューション	22,262	30.1	24,086	30.8	108.2
エンタープライズ ソリューション	32,995	44.6	36,701	46.9	111.2
コミュニケーションIT	18,712	25.3	17,480	22.3	93.4
合計	73,970	100.0	78,267	100.0	105.8

（注）「金融ソリューションセグメント」では、金融業界を対象とした各種金融サービスに関わるソリューションを提供します。「エンタープライズソリューションセグメント」では、基幹業務や経営管理分野を対象としたソリューションならびに製品開発・製造分野を対象としたソリューションを提供します。「コミュニケーションITセグメント」では電通グループとの協業による企業向け各種ソリューションを提供します。

■事業セグメント別営業の状況

金融ソリューション 24,086百万円（前期比108.2%）

メガバンク向けに海外拠点システムや市場系システム等の開発案件が拡大したことに加え、新日銀ネット第２段階対応の決済管理ソリューション「Stream-R」のライセンス販売が拡大したことから、当セグメントの売上高は増収となりました。

エンタープライズソリューション 36,701百万円（前期比111.2%）

製造業の製品開発分野を対象としたエンジニアリング系ソリューションは、革新的なものづくり手法MBD（モデルベース開発）の導入を支援するソフトウェア製品「iQUAVIS」およびコンサルティングサービスが主として自動車業界向けに拡大したことに加え、製品ライフサイクル管理（PLM）ソリューション「Teamcenter」を中心としたソフトウェア商品が社会インフラ・エネルギー関連業界向けに堅調に推移しました。

基幹業務や経営管理分野を対象としたビジネス系ソリューションも、人事管理ソリューション「POSITIVE」や基幹システムの大型構築案件を中心に拡大したことから、当セグメントの売上高は増収となりました。

コミュニケーションIT 17,480百万円（前期比93.4%）

電通グループとの協業によるビジネスは、マーケティング・プラットフォームを活用したシステム構築サービスの引き合いが公共向けを中心に堅調に推移しているものの、電通向け大型基幹システム構築案件が前期にピークアウトしたことから、当セグメントの売上高は減収となりました。

サービス品目別の売上高および営業の状況は以下のとおりです。

■サービス品目別売上高

サービス品目	第39期（前期） 自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日		第40期（当期） 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日		前期比
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	%
コンサルティングサービス	3,136	4.2	3,860	4.9	123.1
受託システム開発	23,891	32.3	23,072	29.5	96.6
ソフトウェア製品	11,009	14.9	13,438	17.2	122.1
ソフトウェア商品	22,258	30.1	22,728	29.0	102.1
アウトソーシング・ 運用保守サービス	6,855	9.3	7,541	9.6	110.0
情報機器販売・その他	6,818	9.2	7,625	9.8	111.8
合計	73,970	100.0	78,267	100.0	105.8

(注)「コンサルティングサービス」は、業務およびITのコンサルティングサービスです。「受託システム開発」は、顧客の個別仕様に基づくシステムの構築および保守です。「ソフトウェア製品」は、自社開発ソフトウェアの販売および保守、アドオン開発・導入技術支援サービスです。「ソフトウェア商品」は、仕入ソフトウェアの販売および保守、アドオン開発・導入技術支援サービスです。「アウトソーシング・運用保守サービス」は、顧客システムの運用・保守・サポート、データセンター等を活用した情報サービスならびに業務の受託サービスです。「情報機器販売・その他」は、ハードウェアならびにデータベースやミドルウェア等のソフトウェアの販売および保守です。

■サービス品目別営業の状況

コンサルティングサービス 3,860百万円（前期比123.1%）
革新的なものづくり手法MBDに関するコンサルティングサービスが主として自動車業界向けに拡大したことから、当サービスの売上高は増収となりました。

受託システム開発 23,072百万円（前期比96.6%）
メガバンク向けならびに製造業向けのシステム構築案件が拡大しました。しかしながら、電通向けの大型案件が前期にピークアウトしたことに伴う反動減により、当サービスの売上高は減収となりました。

ソフトウェア製品 13,438百万円（前期比122.1%）
人事管理ソリューション「POSITIVE」、革新的なものづくり手法MBDの導入を支援する構想設計ソリューション「iQUAVIS」、新日銀ネット第２段階対応の決済管理ソリューション「Stream-R」、マーケティング・プラットフォーム「iPLAss」および連結会計ソリューション「STRAVIS」等の拡大により、当サービスの売上高は増収となりました。

ソフトウェア商品 22,728百万円（前期比102.1%）
製品ライフサイクル管理（PLM）ソリューション「Teamcenter」を中心とした製造業の設計開発分野向けが堅調に推移したことから、当サービスの売上高は増収となりました。

アウトソーシング・運用保守サービス 7,541百万円（前期比110.0%）
電通グループ向けが堅調に推移したことから、当サービスの売上高は増収となりました。

情報機器販売・その他 7,625百万円（前期比111.8%）
全てのセグメントにおいて、主要顧客向けを中心に拡大したことから、当サービスの売上高は増収となりました。

(2) 対処すべき課題

人口減少・少子高齢化やエネルギー・環境問題をはじめとして、社会が抱える課題は依然山積しています。また、企業においては、新興国を中心としたグローバル市場への事業拡大や、製品開発、マーケティング等の分野における競争力強化が大きな課題となっています。一方、テクノロジーの分野では、クラウドのさらなる進展、センサーやモバイルデバイスの発達・普及がIoTの実現を促し、世界が有機的に繋がることでIndustry4.0をはじめとする社会の大変革が現実化しつつあります。進化するAIやビッグデータの活用等、社会や企業の課題解決に向けたITへの期待は今後一層大きくなるものと思われます。

※IoTは Internet of Thingsの略語。従来インターネットに接続される事のなかったあらゆるモノがインターネットに接続され結びついていく世界を表した言葉。Industry4.0はドイツが提唱する、ITを活用して製造業を中心とした産業の高度化を目指す概念。第４次産業革命という意味が込められている。

かかる状況の下、当社グループがお客様や社会の課題解決に貢献し、中長期にわたる持続的な成長を実現するために、「競争優位性の追求」「新たなビジネス領域の開拓」「人材力の強化」の３点を当社において対処すべき重要な経営課題と認識しております。そこで当社グループは、それら３点を基本方針に掲げた中期経営計画「ISID Open Innovation 2016『価値協創』～Progress to the Future～」を策定いたしました。目標とする経営指標としては、平成29年３月期の連結売上高850億円、連結営業利益60億円、営業利益率7.1%を目指します。初年度にあたる当連結会計年度（以下、当期）の取り組み状況は以下のとおりです。

①「競争優位性の追求」

＜金融ソリューションセグメント＞

金融機関の海外拠点業務や市場取引業務、決済業務等の領域は当社グループが競争優位性を有する分野です。当期においては、メガバンクをはじめとする大手金融機関の国際部門や市場部門を中心とした旺盛なIT投資意欲に対応し、受託システム開発を中心としたソリューションの提供体制を強化しました。また、決済管理ソリューション「Stream-R」において、日本銀行が平成27年秋に稼働を予定している新日銀ネット第２段階に対応する新バージョンの開発に取り組み、平成26年９月末にリリースいたしました。

＜エンタープライズソリューションセグメント＞

製造業の製品開発業務領域において、当社グループは特に近年、自動車業界をはじめ製造業で導入が進む革新的なものづくり手法MBD（モデルベース開発）の実現を支援するソリューションの強化に取り組んでおり、当期もその拡充に努めました。コンサルティング力の強化を目的に、専業子会社「ISIDエンジニアリング」を平成26年５月に設立したほか、構想設計ソリューション「iQUAVIS」の機能を強化し、より複雑で大規模な製品開発プロジェクトでの活用を可能にしました。今後も、MBDソリューション領域に継続して重点注力し、製品開発分野における当社グループの競争優位性を追求してまいります。

人事管理ソリューション「POSITIVE」においては、日本企業のグローバル人材活用を支援する「タレントマネジメント」モジュールを追加した最新版（Ver6.0）を平成27年３月にリリースし

たことに加え、平成28年１月より運用される社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に対応する機能強化を継続しています。

＜コミュニケーションITセグメント＞
電通グループに属するIT企業としてのユニークなポジションを競争優位性に生かし、電通や電通グループ各社の基幹系システム高度化に加え、電通との緊密な連携によりマーケティング分野のITソリューション提案を推進しています。当期におきましては、提案力のさらなる強化のため、電通グループとの窓口となる技術部門の体制を拡充しました。

②「新たなビジネス領域の開拓」
2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会のマーケティング専任代理店である電通および電通グループ各社との協業をさらに推進するため、平成26年８月に「スポーツ＆ライフテクノロジーラボ」を立ち上げ、平成26年12月には「2020テクノロジー＆ビジネス開発室」を設置しました。「2020テクノロジー＆ビジネス開発室」では、当社のオープンイノベーション研究所が研究や事業化に取り組んできた様々な先進テクノロジーやサービスのうち、「街づくり」「映像」「観光」など、都市計画やエンタテインメントに関連する領域の知見とノウハウを集約するとともに、多くの企業や機関との協業を通じて、企業の新事業創出支援や新たなソリューション開発に取り組んでおります。平成27年３月には、街づくり支援の一環として、スポーツを軸に地域コミュニティの形成・活性化を目指す実証実験イベント「エブリスポ！」を開催しました。
ビッグデータを活用した新たなビジネス開発については、製品や生産設備に設置したセンサー等より得られる膨大なデータから故障発生を予測し、稼動停止による経済的損失を未然に防止する予知保全分野に加え、ものづくり分野やマーケティング分野など多様な分野でのビッグデータ活用によるソリューション構築を推進しております。
さらに、グローバルビジネスの拡大を目的として、従来の日系企業向けソリューションビジネスに加え、非日系マーケット開拓を推進する「グローバルビジネス開発本部」を平成26年４月に新設し、特に中国・ASEAN地域でリース業向け基幹システム「Lamp」や商業施設向けO2Oプラットフォーム・パッケージ「+fooop! connect」を中心に市場開拓に取り組んでおります。

③「人材力の強化」
幅広い視野と高度な専門性を備えた多様性のある人材を採用・育成するため、外国籍社員の採用、グローバル化に対応できる人材育成プログラムの拡充および多様な人材が活躍できる風土醸成のための各施策を実施しました。

なお、平成26年11月12日に発表しましたとおり、平成27年６月23日開催の第40回定時株主総会で事業年度に係る定款変更議案が承認されることを条件として、当社グループは決算期を12月31日に変更いたします。これに伴い、当社グループは、事業環境の変化を踏まえて現行中期経営計画の見直しを行い、新たに平成28年１月からの３ヵ年を対象とする中期経営計画を策定することとしました。新中期経営計画は、平成28年２月に発表する予定です。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資額は321百万円であり、その主な内容は、当社およびグループ企業におけるオフィス環境整備のための内装工事、通信・電気等設備の取替等であります。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第37期 (平成24年３月期)	第38期 (平成25年３月期)	第39期 (平成26年３月期)	第40期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高(百万円)	63,869	72,764	73,970	78,267
経常利益(百万円)	2,496	4,311	4,766	4,966
当期純利益(百万円)	1,516	2,622	2,871	2,166
１株当たり当期純利益　(円)	46.55	80.48	88.13	66.50
総資産(百万円)	52,295	58,798	58,877	62,328
純資産(百万円)	34,281	37,903	38,864	40,499
１株当たり純資産額　(円)	1,052.14	1,162.45	1,191.99	1,242.15

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第37期 (平成24年３月期)	第38期 (平成25年３月期)	第39期 (平成26年３月期)	第40期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売上高(百万円)	54,468	61,274	61,217	64,478
経常利益(百万円)	1,439	3,316	3,008	3,593
当期純利益(百万円)	780	2,176	1,850	1,333
１株当たり当期純利益　(円)	23.96	66.79	56.79	40.94
総資産(百万円)	47,385	52,613	53,093	55,778
純資産(百万円)	31,886	34,450	34,142	34,483
１株当たり純資産額　(円)	978.63	1,057.31	1,047.86	1,058.35

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成27年３月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社電通であり、同社は当社株式を20,129千株（出資比率61.8%）保有しております。当社は、同社より各種情報システムの構築およびその運用業務を受託しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
		百万円	%	
株式会社アイティアイディコンサルティング	東京都港区	300	100.0	情報サービス業
株式会社ISIDインターテクノロジー	東京都港区	百万円 326	100.0	情報サービス業
株式会社エステック	神奈川県横浜市	百万円 250	100.0	情報サービス業
株式会社ISIDアドバンストアウトソーシング	東京都港区	百万円 300	100.0	情報サービス業
株式会社ISIDアシスト	東京都港区	百万円 10	100.0	当社グループの管理業務
株式会社アイエスアイディ・フェアネス	東京都中央区	百万円 55	90.9	情報サービス業
株式会社ISIDビジネスコンサルティング	東京都港区	百万円 300	100.0	情報サービス業
株式会社ISIDエンジニアリング	東京都港区	百万円 150	100.0	情報サービス業
ISI-Dentsu of Europe, Ltd.	英国	英ポンド 50万	100.0	情報サービス業
ISI-Dentsu of America, Inc.	米国	米ドル 50万	100.0	情報サービス業
ISI-Dentsu of Hong Kong, Ltd.	中国	香港ドル 800万	100.0	情報サービス業
上海電通信息服務有限公司	中国	米ドル 30万	100.0	情報サービス業

会　　社　　名	所在地	資　本　金	出資比率	主　要　な　事　業　内　容
ISI-Dentsu South East Asia Pte. Ltd.	シンガポール	シンガポールドル 1,300万	100.0	情報サービス業
ISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd.	タ　　イ	タイバーツ 800万	49.0	情報サービス業
PT. ISID Indonesia	インドネシア	インドネシアルピア 180億	100.0	情報サービス業

（注）平成26年５月29日付で、株式会社ISIDエンジニアリングを設立いたしました。

③　重要な関連会社の状況

会　　社　　名	所在地	資　本　金	出資比率	主　要　な　事　業　内　容
株式会社電通イーマーケティングワン	東京都中央区	百万円 442	% 33.5	マーケティング領域のコンサルティング、ならびに関連するITソリューションの提供
株式会社ボードウォーク	東京都渋谷区	百万円 340	22.0	チケット販売ならびにチケット販売プラットフォームの提供
クウジット株式会社	東京都港区	百万円 219	24.5	位置・空間情報およびAR（拡張現実感）技術を活用したサービスの提供

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

① 業務およびITのコンサルティングサービス
② 顧客の個別仕様に基づくシステムの構築および保守
③ 自社開発ソフトウェアの販売および保守、アドオン開発・導入技術支援サービス
④ 仕入ソフトウェアの販売および保守、アドオン開発・導入技術支援サービス
⑤ 顧客システムの運用・保守・サポート、データセンター等を活用した情報サービスならびに業務の受託サービス
⑥ ハードウェアならびにデータベースやミドルウェア等のソフトウェアの販売および保守

(8) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

① 当社

本社	（東京都港区）
三鷹オフィス	（東京都三鷹市）
関西支社	（大阪市北区）
中部支社	（名古屋市中区）
豊田支社	（愛知県豊田市）
広島支社	（広島市南区）

② 子会社および関連会社

前述の(6)重要な親会社および子会社の状況②重要な子会社の状況および③重要な関連会社の状況に所在地を記載しております。

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,502名	76名増

（注） 従業員数は、就業人員数について記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,294名	－	39.8歳	12.1年

（注） 従業員数は、就業人員数について記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当する事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況 （平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　98,000,000株
② 発行済株式の総数　32,591,240株
③ 株主数　4,012名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社電通	20,129	61.8
CBNY−GOVERNMENT OF NORWAY	998	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	933	2.9
電通国際情報サービス持株会	910	2.8
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS	686	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	469	1.4
UNITED NATIONS FOR THE UNITED NATIONS JOINT STAFF PENSION FUND A UN ORGAN	215	0.7
MLI EFG NON TREATY CUSTODY ACCOUNT	147	0.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	141	0.4
野村信託銀行株式会社（投信口）	134	0.4

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成27年３月31日現在）

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。
② 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	釜井節生	最高経営責任者兼最高執行責任者
取締役	福山章弘	副社長執行役員 営業統括 エンタープライズソリューションセグメント長 グローバルビジネス開発本部担当 エンタープライズソリューション事業部長
取締役	市川建志	専務執行役員 エンタープライズソリューションセグメント長補佐 株式会社ISIDアドバンストアウトソーシング代表取締役社長
取締役	上原伸夫	専務執行役員 管理統括　グループ会社統括 経営企画本部、統合リスク管理室担当 株式会社ISIDアシスト代表取締役社長
取締役	梅沢幸之助	常務執行役員 開発・技術統括 管理本部、技術本部担当 株式会社ISIDエンジニアリング代表取締役
取締役	吉本敦	常務執行役員 エンタープライズソリューションセグメント長補佐 株式会社アイティアイディコンサルティング代表取締役社長
取締役	小林明	常務執行役員 金融ソリューションセグメント長 グローバルビジネス開発本部担当補佐
取締役	堀沢紳	常務執行役員 営業統括補佐 コミュニケーションITセグメント長 オープンイノベーション研究所担当 オープンイノベーション研究所長
取締役 （社外）	遠谷信幸	株式会社電通　執行役員 株式会社ビデオリサーチインタラクティブ社外取締役 株式会社D2C社外取締役 株式会社サイバー・コミュニケーションズ社外取締役 株式会社電通デジタル・ホールディングス代表取締役社長 株式会社インタラクティブ・プログラム・ガイド社外取締役

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役 （社　外）	鈴木貞夫	
監　査　役 （社　外）	一條和生	一橋大学大学院　国際企業戦略研究科教授、研究科長 株式会社シマノ社外取締役 カルビー株式会社社外取締役
監　査　役 （社　外）	谷　　淳	株式会社電通　監査役会室グループ監査役部局次長職 株式会社電通ワークス社外監査役 株式会社UpTable社外監査役 株式会社電通クリエーティブＸ社外監査役 株式会社ピクト社外監査役 株式会社ビデオリサーチ社外監査役 株式会社大日社外監査役 株式会社電通キャスティング アンド エンタテインメント社外監査役 株式会社電通クリエーティブフォース社外監査役

（注）１．平成26年６月24日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、伊沢富男氏は監査役を辞任いたしました。

２．最高経営責任者、最高執行責任者、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員は執行役員の役位です。

３．営業統括は、グループ全体最適の観点から、当社およびグループにおける顧客とのリレーションの維持・拡大等、営業活動全般を統括いたします。

４．管理統括は、グループ全体最適の観点から、当社およびグループにおける管理部門に関する事項を統括いたします。

５．グループ会社統括は、グループ全体最適の観点から、当社およびグループにおける経営管理に関する事項を統括いたします。

６．開発・技術統括は、グループ全体最適の観点から、当社およびグループにおける技術部門の要員等の技術リソースについて、その最適化を統括いたします。

７．当社は、監査役一條和生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

８．平成26年12月26日付で、取締役堀沢紳氏はオープンイノベーション研究所長に就任いたしました。

② 執行役員の状況（平成27年３月31日現在）

役　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
最高経営責任者兼 最高執行責任者	釜井節生	
副社長執行役員	福山章弘	営業統括 エンタープライズソリューションセグメント長 グローバルビジネス開発本部担当 エンタープライズソリューション事業部長
専務執行役員	市川建志	エンタープライズソリューションセグメント長補佐 株式会社ISIDアドバンストアウトソーシング代表取締役社長
専務執行役員	上原伸夫	管理統括　グループ会社統括 経営企画本部、統合リスク管理室担当 株式会社ISIDアシスト代表取締役社長
常務執行役員	梅沢幸之助	開発・技術統括 管理本部、技術本部担当 株式会社ISIDエンジニアリング代表取締役
常務執行役員	吉本　敦	エンタープライズソリューションセグメント長補佐 株式会社アイティアイディコンサルティング代表取締役社長
常務執行役員	小林　明	金融ソリューションセグメント長 グローバルビジネス開発本部担当補佐
常務執行役員	堀沢　紳	営業統括補佐 コミュニケーションITセグメント長 オープンイノベーション研究所担当 オープンイノベーション研究所長
上席執行役員	小谷繁弘	エンタープライズソリューション事業部エンタープライズソリューション技術統括本部長
上席執行役員	菅沼重行	中国統括 上海電通信息服務有限公司董事長 Chairman of the Board, Director/ISI-Dentsu of Hong Kong, Ltd.
上席執行役員	齋藤　実	コミュニケーションIT事業部長 兼2020テクノロジー＆ビジネス開発室長
上席執行役員	森岡泰郎	管理本部長
執行役員	海野慎一	アセアン統括 Chairman of the Board, Director/ISI-Dentsu South East Asia Pte. Ltd. Chairman of the Board, Director/ISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd. Chairman of the Board, Director/PT. ISID Indonesia

役　　位	氏　　名	担　当　お　よ　び　重　要　な　兼　職　の　状　況
執　行　役　員	阿　部　公　継	技術本部長 兼クラウドビジネス推進部長
執　行　役　員	丸　山　裕　幸	経営企画本部長
執　行　役　員	大　金　慎　一	コミュニケーションIT事業部ビジネス系ユニット長 兼CIT事業戦略部長
執　行　役　員	名　和　亮　一	エンタープライズソリューション事業部エンタープライズソリューション営業統括本部副統括本部長 兼関西支社長
執　行　役　員	伊　東　　洋	エンタープライズソリューション事業部エンタープライズソリューション営業統括本部長
執　行　役　員	太　田　　悟	エンタープライズソリューション事業部エンタープライズソリューション営業統括本部副統括本部長 兼広島支社長 兼アジアビジネス推進室長
執　行　役　員	武　田　正　利	エンタープライズソリューション事業部エンタープライズソリューション技術統括本部統括本部長補佐 株式会社ISIDエンジニアリング代表取締役社長
執　行　役　員	石　若　　仁	金融ソリューション事業部長

（注）１．当社は執行役員制を導入しております。
２．上席執行役員は執行役員の役位です。
３．中国統括は、当社グループの中国地域での事業を統括するとともに、上海電通信息服務有限公司およびISI-Dentsu of Hong Kong, Ltd.の経営管理に関する事項を統括いたします。
４．アセアン統括は、当社グループのアセアン地域での事業を統括するとともに、ISI-Dentsu South East Asia Pte. Ltd.、ISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd.、およびPT. ISID Indonesia の経営管理に関する事項を統括いたします。
５．平成27年４月１日付組織機構改革に伴う執行役員の状況は次のとおりです。

（平成27年４月１日現在）

役　　位	氏　　名	担　当　お　よ　び　重　要　な　兼　職　の　状　況
最高経営責任者兼 最高執行責任者	釜　井　節　生	
副社長執行役員	福　山　章　弘	営業統括 エンジニアリングソリューションセグメント長 戦略ビジネス推進本部、グローバルビジネス開発本部担当
専務執行役員	市　川　建　志	ビジネスソリューションセグメント長 株式会社ISIDアドバンストアウトソーシング代表取締役社長
専務執行役員	上　原　伸　夫	管理統括 グループ会社統括 経営企画本部、統合リスク管理室担当 株式会社ISIDアシスト代表取締役社長

役　　位	氏　　名	担　当　お　よ　び　重　要　な　兼　職　の　状　況
常務執行役員	梅　沢　幸之助	開発・技術統括 管理本部、技術本部担当 株式会社ISIDエンジニアリング代表取締役
常務執行役員	吉　本　　敦	エンジニアリングソリューションセグメント長補佐 株式会社アイティアイディコンサルティング代表取締役社長
常務執行役員	小　林　　明	金融ソリューションセグメント長 グローバルビジネス開発本部担当補佐
常務執行役員	堀　沢　　紳	営業統括補佐 コミュニケーションITセグメント長 2020テクノロジー＆ビジネス開発室担当
上席執行役員	小　谷　繁　弘	ビジネスソリューション事業部長
上席執行役員	菅　沼　重　行	中国統括 上海電通信息服務有限公司董事長 Chairman of the Board, Director/ISI-Dentsu of Hong Kong, Ltd.
上席執行役員	齋　藤　　実	コミュニケーションIT事業部長 兼CIT事業戦略部長 兼2020テクノロジー＆ビジネス開発室長
上席執行役員	森　岡　泰　郎	コミュニケーションITセグメント長補佐
上席執行役員	八重樫　真　樹	管理本部長
執　行　役　員	海　野　慎　一	オートモーティブ事業部長 兼広島支社長
執　行　役　員	阿　部　公　継	技術本部長 兼開発技術部長 兼クラウドビジネス推進部長
執　行　役　員	丸　山　裕　幸	経営企画本部長
執　行　役　員	大　金　慎　一	コミュニケーションIT事業部事業部長補佐 兼2020テクノロジー＆ビジネス開発室プロジェクト推進部長
執　行　役　員	名　和　亮　一	エンジニアリングソリューション事業部長
執　行　役　員	伊　東　　洋	戦略ビジネス推進本部長 兼アセアン統括 Chairman of the Board, Director/ISI-Dentsu South East Asia Pte. Ltd. Chairman of the Board, Director/ISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd. Chairman of the Board, Director/PT. ISID Indonesia

役　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	太田　悟	アセアン統括補佐 Managing Director/ISID South East Asia (Thailand)Co., Ltd.
執行役員	武田正利	エンジニアリングソリューションセグメント長補佐 株式会社ISIDエンジニアリング代表取締役社長
執行役員	石若　仁	金融ソリューション事業部長 兼金融事業戦略部長
執行役員	山坂勝己	コミュニケーションIT事業部基幹系ユニット長 兼プライベートクラウド準備室長

③　当事業年度に係る取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (1名)	236百万円 (3百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (4名)	26百万円 (26百万円)
合計 （うち社外役員）	13名 (5名)	262百万円 (29百万円)

（注）１．上記には、平成26年６月24日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬等の額は、平成26年６月24日開催の第39回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬等の額は、平成10年６月25日開催の第23回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
５．上記の報酬等の額には、平成27年４月28日開催の取締役会において取締役への賞与として決議された次の金額を含んでおります。
・取締役８名　5百万円（うち社外取締役に対する金額はなし）
６．報酬等の内容の決定に関する方針
取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬と、連結業績に基づく賞与により構成されており、株主総会にて決議された報酬総額の限度内で、各取締役の役割、貢献度等を勘案し、取締役会の承認により決定しております。
なお、賞与は、業績に連動する報酬として、連結営業利益の期初計画に対する達成度および前期実績との比較、ならびに連結当期純利益額を勘案し支給するものとします。
社外取締役の報酬等は、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみとしております。
監査役の報酬等は、その職務に鑑み、賞与の支給は行っておらず、株主総会にて決議された報酬総額の限度内で、監査役の協議により決定しております。
なお、当社では、取締役の退職慰労金は平成13年6月28日以降、監査役の退職慰労金は平成17年6月28日以降、新規の引当てを廃止しております。

④　社外役員に関する事項

a 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地位	氏名	兼職の内容	兼職する法人等	当社との関係
取締役	遠谷信幸	執行役員	株式会社電通	当社は同社より各種情報システムの構築およびその運用業務を受託しております。
		社外取締役	株式会社ビデオリサーチインタラクティブ	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外取締役	株式会社D2C	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外取締役	株式会社サイバー・コミュニケーションズ	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		代表取締役社長	株式会社電通デジタル・ホールディングス	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外取締役	株式会社インタラクティブ・プログラム・ガイド	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
監査役	一條和生	教授・研究科長	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科	当社は同法人との間に重要な取引関係はありません。
		社外取締役	株式会社シマノ	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外取締役	カルビー株式会社	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
監査役	谷　淳	グループ監査役 部局次長職	株式会社電通	当社は同社より各種情報システムの構築およびその運用業務を受託しております。
		社外監査役	株式会社電通ワークス	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外監査役	株式会社UpTable	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外監査役	株式会社電通クリエーティブX	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外監査役	株式会社ピクト	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外監査役	株式会社ビデオリサーチ	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外監査役	株式会社大日	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外監査役	株式会社電通キャスティング アンド エンタテインメント	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
		社外監査役	株式会社電通クリエーティブフォース	当社は同社との間に重要な取引関係はありません。

b 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	遠 谷 信 幸	取締役会14回のうち13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	鈴 木 貞 夫	取締役会14回のうち14回に出席し、適宜質問し、意見を述べております。また監査役会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	一 條 和 生	取締役会14回のうち11回に出席し、適宜質問し、意見を述べております。また監査役会13回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	谷　　淳	就任後開催された取締役会11回のうち11回に出席し、適宜質問し、意見を述べております。また就任後開催された監査役会10回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

c 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。

・社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額をその損害賠償責任の限度とする。

（注）平成27年5月1日付の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたため、定款の規定をこれに合わせて責任限定契約対象者を拡大すべく、所要の変更を行う議案を上程しております。なお、上記には事業年度中における責任限定契約の概要を記載しております。

d 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

当社の知りうる限り、社外取締役および社外監査役は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者およびその三親等以内の親族であったことはありません。

e 社外役員に関する記載内容に対する意見

上記内容に対する社外取締役および社外監査役からの意見は特にありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

（注）平成27年５月１日付の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第４項第６号および会社法施行規則第100条に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下を定める。

１．内部統制システムの運営・改善に向けた取り組み体制

当社および子会社（以下、当社グループという）の内部統制システムの運営・改善は、統合リスク管理室担当取締役を委員長とする「統合リスク管理委員会」において行う。

また、「統合リスク管理委員会」の事務局機能を担う組織として、「統合リスク管理室」を設置することにより、今後も内部統制システムの有効性確保に対する取り組みをより一層推進する。

２．取締役および従業員のコンプライアンス体制

当社は、当社グループの取締役および従業員の業務の執行が、法令および定款に適合し、業務が適正に行われることを確保するために遵守すべき共通行動規範として、「電通グループ行動憲章」および当社グループの行動基準である「私たちの行動宣言」を位置づける。

当社取締役は、取締役会規則、常勤取締役会規程、役員規則に則り、適切に業務を執行する。また、当社グループにおける法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会または「常勤取締役会」において報告するとともに、速やかに監査役に報告することとする。

当社は、当社グループの従業員のコンプライアンス体制を確保するため、対応する主管部門・委員会が社内規程を整備するとともに、代表取締役直轄の「監査室」が内部監査を行う。また、「統合リスク管理委員会」のもとに、当社グループの行動基準等を所管する「倫理コンプライアンス分科会」を設置する。

当社グループは、電通グループの内部通報制度に参加するとともに、併せて当社グループの内部通報制度を維持・向上させて、適切に運用する。当社グループの従業員から、それらに報告相談があった場合には、必要に応じて速やかに常勤監査役に報告される。

なお、監査役から当社グループのコンプライアンス体制についての意見および改善の要求がなされた場合は、取締役が遅滞なく対応し、改善を図ることとする。

当社グループは、反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。不当な要求がなされた場合には、警察等の関連機関とも連携し、要求に屈することなく毅然とした態度で対応する。

３．取締役の業務執行の効率化を図る体制

当社は、取締役会を原則として月１回開催し、また「常勤取締役会」を原則として週１回開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。

また、「常勤取締役会」の委任により、原則として取締役を責任者とする各種委員会等を設置し、委任された権限の範囲内において、業務執行事項の審議・決定等を行う。

取締役会、「常勤取締役会」あるいは各種委員会等での決定事項は、各担当取締役から各部門長に直ちに指示され、職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

４．取締役の業務執行に関する情報の保存・管理体制

当社は、取締役の業務執行に係る情報について、法令および取締役会規則、文書管理規程、情報管理規程、その他の社内規程に則り、適切に保存および管理を行う。

５．リスク管理体制

当社は、リスク管理規程を定め、事業活動に伴う重要リスクへの対応計画を整備することにより、リスクの発生予防と発生した場合の影響を最小化することに努める。また、子会社のリスク管理体制の運営･改善を積極的に支援する。

リスク管理活動の具体的な取り組みは、「統合リスク管理委員会」および各リスクの所管部署が主体となって推進する。

「統合リスク管理委員会」は、当社の重要リスクの識別と評価を定期的に見直すことにより、リスク管理活動の実効性を確保するとともに、各リスク所管部署のリスク対応計画の実施状況を統括する。また、子会社の重要リスクの報告を受け、リスク対応計画の実施状況を統括する。

リスク所管部署は、「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当該リスクに対する対応計画を整備し、実行する。

６．監査役の職務を補助する組織とその独立性並びに指示の実効性について

当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織体制として「監査役室」を設置するとともに専任担当者を配置し、監査役会直轄組織として取締役からの独立性を確保する。監査役は専任担当者に対する指揮命令権とともに、その人事異動、人事評価、懲戒処分等について同意権を有する。

７．監査役への報告体制と監査の実効性の確保について

当社グループの取締役および従業員は、当社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する事実または不正な行為等を発見したとき、もしくは報告を受けたときは、法令および社内規程に則り速やかに監査役に報告する。また、監査役への報告者は、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いも受けない。

監査役は、取締役の意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、自らが必要と判断する重要な会議および委員会に積極的に出席する。また、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、当社グループ各社の監査役等とも定期的に会合を持ち、随時連携して当社グループの監査を実施する。

監査役は、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求め、関係資料を閲覧できる。また、監査を行う上で必要な場合、会計監査人・弁護士等の専門家を活用することができ、その費用も含め監査役の職務執行上必要な費用は会社が負担する。

８．親会社・子会社を含めた企業集団の内部統制システム

当社は、株式会社電通の企業集団に属する子会社として、「電通グループ行動憲章」を遵守し、電通グループの企業価値向上に貢献する。

一方、当社は、上場会社として、親会社である株式会社電通からの独立性を確保する。

当社は、子会社の管理については、国内子会社管理規程、海外子会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。また「統合リスク管理委員会」および社内の対応する主管部門・委員会等の活動を通じて、各子会社における内部統制システムの運営・改善を積極的に支援し、また子会社と協力して推進する。

また、子会社は、各社の規模、事業特性に応じ適切な頻度で取締役会や経営幹部による会議を開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。取締役会等での決定事項は、各担当取締役から職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

９．財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、「統合リスク管理委員会」の指揮のもと、当社グループ各社の規模、事業特性に応じ財務報告の適正性を確保するための仕組みを維持する。財務報告に係る内部統制が適切に維持・運用されているかについて、「監査室」が独立的評価を定期的に行う。また、当社は、外部監査人による監査を受ける。

（注）平成27年５月１日付の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）の施行に伴い、平成27年３月27日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、持続的な成長を実現するための内部留保を確保しつつ、適正かつ安定的な配当を継続することを配当に関する基本方針として掲げております。

当期末配当金予想につきましては、平成27年４月17日に発表のとおり、当初予定していた１株につき12円より２円増配し、１株につき14円を予定しております。すでに実施済みの中間配当金１株につき12円とあわせまして、年間配当金は１株につき26円（前期実績は１株につき22円）となる予定です。

次期（平成27年12月期）の配当金予想につきましても、適正かつ安定的な配当を継続するという当社の配当基本方針に則り、第２四半期末（中間）配当金は１株につき14円といたします。一方、期末配当金につきましては、決算期変更に伴い対応する会計期間が10～12月の３ヶ月となることから、普通配当として１株につき７円とするとともに、当社は平成27年12月11日に創立40周年を迎えることから、１株あたり７円の記念配当を予定いたします。これにより、次期の１株あたりの配当金は、第２四半期末配当金14円、期末配当金14円（うち記念配当７円）、年間合計28円となり、当期に比べ１株につき２円増配となる予定です。

注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**46,699**	**流動負債**	**19,481**
現金及び預金	3,833	支払手形及び買掛金	5,901
受取手形及び売掛金	20,054	リース債務	848
リース投資資産	63	未払費用	3,188
有価証券	700	未払法人税等	1,909
商品及び製品	36	前受金	5,319
仕掛品	633	受注損失引当金	44
原材料及び貯蔵品	23	事業構造改善引当金	164
繰延税金資産	1,184	その他	2,107
前渡金	4,643	**固定負債**	**2,347**
預け金	14,045	リース債務	1,269
その他	1,482	繰延税金負債	2
固定資産	**15,629**	役員退職慰労引当金	28
有形固定資産	**4,341**	事業構造改善引当金	113
建物	991	資産除去債務	806
工具、器具及び備品	305	その他	127
土地	1,346	**負債合計**	**21,829**
リース資産	1,690	**純資産の部**	
建設仮勘定	7	科目	金額
無形固定資産	**4,468**	**株主資本**	**39,242**
ソフトウエア	4,006	**資本金**	**8,180**
のれん	12	**資本剰余金**	**15,285**
リース資産	415	**利益剰余金**	**15,804**
その他	34	**自己株式**	**△28**
投資その他の資産	**6,819**	**その他の包括利益累計額**	**1,230**
投資有価証券	2,645	**その他有価証券評価差額金**	**427**
繰延税金資産	320	**繰延ヘッジ損益**	**106**
敷金及び保証金	3,457	**為替換算調整勘定**	**696**
その他	396	**少数株主持分**	**27**
貸倒引当金	△1	**純資産合計**	**40,499**
資産合計	**62,328**	**負債・純資産合計**	**62,328**

連結損益計算書

（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**78,267**
売上原価		**55,902**
売上総利益		**22,364**
販売費及び一般管理費		**17,886**
営業利益		**4,478**
営業外収益		
受取利息及び配当金	110	
持分法による投資利益	85	
為替差益	184	
付加価値税還付金	50	
雑収入	97	526
営業外費用		
支払利息	28	
固定資産除却損	6	
雑損失	3	38
経常利益		**4,966**
特別利益		
投資有価証券売却益	209	
関係会社出資金売却益	147	356
特別損失		
事業構造改善費用	1,265	1,265
税金等調整前当期純利益		**4,057**
法人税、住民税及び事業税	2,345	
法人税等調整額	△465	1,880
少数株主損益調整前当期純利益		**2,177**
少数株主利益		**10**
当期純利益		**2,166**

連結株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　期首残高	8,180	15,285	14,419	△28	37,857
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△781		△781
当期純利益			2,166		2,166
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,384	△0	1,384
平成27年３月31日　期末残高	8,180	15,285	15,804	△28	39,242

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日　期首残高	721	22	236	980	25	38,864
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△781
当期純利益						2,166
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△294	83	459	249	1	250
連結会計年度中の変動額合計	△294	83	459	249	1	1,635
平成27年３月31日　期末残高	427	106	696	1,230	27	40,499

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数　　15社

② 連結子会社の名称

連結子会社の名称については「事業報告」の「1．企業集団の現況（6）重要な親会社および子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、株式会社ISIDエンジニアリングは、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

該当する事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法適用関連会社の数　　３社

② 持分法適用関連会社の名称

持分法適用関連会社の名称については「事業報告」の「1．企業集団の現況（6）重要な親会社および子会社の状況 ③ 重要な関連会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 持分法を適用していない関連会社の状況

該当する事項はありません。

なお、上海華鐘計算機軟件開発有限公司は、当連結会計年度において出資持分の一部を譲渡したため、関連会社の範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は上海電通信息服務有限公司であります。連結計算書類の作成に際しては、同社の決算日は12月31日でありますが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　償却原価法（利息法）

その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

商品　　移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品　　個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品　　個別法による原価法

原材料及び貯蔵品　　最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、当社及び国内連結子会社が平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　６～32年

工具、器具及び備品　　５～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的ソフトウエア　見込販売収益（数量）又は見込有効期間（３年以内）に基づく定額法

自社利用ソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

③ 受注損失引当金

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 事業構造改善引当金

三鷹データセンターの機能移転に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る売上高及び売上原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の契約

工事完成基準

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約取引及び通貨オプション取引

ヘッジ対象　　外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約取引及び通貨オプション取引については、実需の範囲内に限定し、売買益を目的とした投機的な取引は実施しないこととしております。

④ ヘッジの有効性の評価方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間に応じて10年間で均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　7,102百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	32,591千株	－千株	－千株	32,591千株

2．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	8千株	0千株	－千株	8千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日定時株主総会	普通株式	390	12.00	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	390	12.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日
計		781			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月23日開催の第40回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額　　456百万円
1株当たり配当額　　14.00円
基準日　　平成27年3月31日
効力発生日　　平成27年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は債券、投資有価証券は株式であり、上場株式および債券については四半期毎に時価の把握を行っています。

デリバティブ取引については、利益計画遂行のための為替変動リスクヘッジ（外貨予定支払額に係る円貨額の確定）を目的に利用しており、実需の範囲内に限定し、売買益を目的とした投機的な取引は実施しないこととしております。また、取引方針を常勤取締役会で審議・決定し、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しております。さらにこれに併せ、取引残高について取締役会に定期的に報告することとしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,833	3,833	－
(2) 受取手形及び売掛金	20,054	20,054	－
(3) 有価証券	700	697	△2
(4) 預け金	14,045	14,045	－
(5) 投資有価証券	1,944	1,944	－
(6) 敷金及び保証金	3,457	3,432	△25
資産計	44,034	44,006	△27
(1) 支払手形及び買掛金	5,901	5,901	－
(2) リース債務（流動負債）	848	849	1
(3) 未払法人税等	1,909	1,909	－
(4) リース債務（固定負債）	1,269	1,272	3
負債計	9,927	9,933	5
デリバティブ取引(*)	252	252	－

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、差入先の信用リスク等を考慮した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務（流動負債）及び(4) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

２．関連会社株式（連結貸借対照表計上額642百万円）並びに非上場株式（連結貸借対照表計上額59百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

事業構造改善費用に関する注記

事業構造改善費用は、当社グループのアウトソーシング・運用保守事業の主力拠点の１つである三鷹データセンターにおけるサービス提供を平成29年３月末を目処に順次終了し、特定のベンダーに依存しない当社グループの中立性を生かした提携先データセンターやクラウドサービスなどによるソリューション提供に移行することに伴う費用であります。

その内容は、減損損失988百万円および事業構造改善引当金繰入額277百万円であります。

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

1．減損損失を計上した資産

場所	用途	種類	減損損失（百万円）	連結損益計算書上の計上科目
東京都三鷹市	運用保守サービス施設	土地及び建物等	988	事業構造改善費用

当社グループは、継続的に損益の把握を実施している事業用資産についてはキャッシュ・フローを生み出すと認められる最小単位毎に、本社等の全社資産は共用資産としてグルーピングを行っております。

2．減損損失の認識に至った経緯

取得時に検討した事業計画において、当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損損失を認識しております。

3．回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額を基に算定しております。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社ビルをはじめとしたオフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

主な使用見込期間を賃貸借契約開始から15年と見積り、割引率は1.897%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	789百万円
賃貸借契約締結に伴う増加額	4百万円
時の経過による調整額	13百万円
期末残高	806百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,242円15銭
1株当たり当期純利益	66円50銭

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

（注）記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**39,103**	**流動負債**	**19,945**
現金及び預金	412	買掛金	5,755
受取手形	32	リース債務	97
売掛金	17,175	未払金	444
有価証券	700	未払費用	2,141
商品及び製品	5	未払法人税等	1,445
仕掛品	429	未払消費税等	1,033
原材料及び貯蔵品	20	前受金	4,650
前渡金	4,091	預り金	4,166
繰延税金資産	857	受注損失引当金	29
預け金	14,045	事業構造改善引当金	179
その他	1,332	**固定負債**	**1,349**
固定資産	**16,675**	リース債務	164
有形固定資産	**2,298**	役員退職慰労引当金	3
建物	767	事業構造改善引当金	131
工具、器具及び備品	160	資産除去債務	709
土地	1,101	長期未払金	20
リース資産	262	預り保証金	318
建設仮勘定	7	**負債合計**	**21,294**
無形固定資産	**3,892**	**純資産の部**	
ソフトウエア	3,804	科目	金額
のれん	12	**株主資本**	**33,950**
リース資産	44	**資本金**	**8,180**
電話加入権	30	**資本剰余金**	**15,285**
施設利用権	0	資本準備金	15,285
投資その他の資産	**10,484**	**利益剰余金**	**10,512**
投資有価証券	2,005	利益準備金	160
関係会社株式	4,543	その他利益剰余金	10,351
関係会社出資金	168	別途積立金	6,200
繰延税金資産	268	繰越利益剰余金	4,151
敷金及び保証金	3,321	**自己株式**	**△28**
その他	177	**評価・換算差額等**	**533**
貸倒引当金	△1	**その他有価証券評価差額金**	**427**
		繰延ヘッジ損益	**106**
資産合計	**55,778**	**純資産合計**	**34,483**
		負債・純資産合計	**55,778**

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**64,478**
売上原価		**47,630**
売上総利益		**16,847**
販売費及び一般管理費		**14,377**
営業利益		**2,470**
営業外収益		
受取利息及び配当金	696	
為替差益	228	
オフィス業務受託収益	177	
雑収入	39	1,141
営業外費用		
支払利息	8	
固定資産除却損	6	
雑損失	3	18
経常利益		**3,593**
特別利益		
投資有価証券売却益	209	
関係会社出資金売却益	98	307
特別損失		
事業構造改善費用	1,299	
関係会社株式評価損	215	1,515
税引前当期純利益		**2,386**
法人税、住民税及び事業税	1,553	
法人税等調整額	△501	1,052
当期純利益		**1,333**

株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日期首残高	8,180	15,285	15,285	160	105	6,200	3,494	9,960	△28	33,398
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩					△105		105	－		－
剰余金の配当							△781	△781		△781
当期純利益							1,333	1,333		1,333
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△105	－	657	551	△0	551
平成27年３月31日期末残高	8,180	15,285	15,285	160	－	6,200	4,151	10,512	△28	33,950

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日期首残高	721	22	744	34,142
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				－
剰余金の配当				△781
当期純利益				1,333
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△294	83	△210	△210
事業年度中の変動額合計	△294	83	△210	341
平成27年３月31日期末残高	427	106	533	34,483

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　償却原価法（利息法）

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

商品　　移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品　　個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品　　個別法による原価法

原材料及び貯蔵品　　最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　６～32年

工具、器具及び備品　　５～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的ソフトウエア　　見込販売収益（数量）又は見込有効期間（３年以内）に基づく定額法

自社利用ソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。

③ 受注損失引当金

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌事業年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 事業構造改善引当金

三鷹データセンターの機能移転に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る売上高及び売上原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の契約

工事完成基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約取引及び通貨オプション取引

ヘッジ対象　　外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替予約取引及び通貨オプション取引については、実需の範囲内に限定し、売買益を目的とした投機的な取引は実施しないこととしております。

ヘッジの有効性の評価方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,705百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	17,934百万円
② 短期金銭債務	5,688百万円
③ 長期金銭債務	318百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	8,303百万円
仕入高	10,898百万円
営業取引以外の取引高	812百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	8千株	0千株	－千株	8千株

（注）　自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

未払事業税	125百万円
未払費用	669百万円
役員退職慰労引当金	1百万円
投資有価証券	18百万円
会員権	34百万円
減価償却費	522百万円
土地	255百万円
関係会社株式	324百万円
資産除去債務	229百万円
受注損失引当金	9百万円
事業構造改善引当金	103百万円
その他	42百万円
繰延税金資産小計	2,336百万円
評価性引当額	△903百万円
繰延税金資産合計	1,433百万円

（繰延税金負債）

建物	△49百万円
その他有価証券評価差額金	△204百万円
その他	△52百万円
繰延税金負債合計	△306百万円
繰延税金資産の純額	1,126百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の36.0%から平成27年４月１日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は93百万円減少し、その他有価証券評価差額金が23百万円、繰延ヘッジ損益が4百万円、法人税等調整額（借方）が121百万円、それぞれ増加しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

親会社

会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合（%）	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
株式会社電通	東京都港区	74,609	広告業	直接 61.8 間接 0.0	兼任 １人	当社の販売先

取引の内容	取引金額（百万円）		科目	期末残高（百万円）
システム開発等の提供 （注）１	7,868		売掛金	3,681
資金の預託 （注）２	資金の預託	35,094	預け金	14,045
	資金の回収	30,578		
	利息の受取	17	その他	1

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

１．システム開発等の提供については、市場価格・総原価等を勘案のうえ交渉し、大口顧客としての一般的取引条件と同様に決定しております。

取引金額には消費税等を含んでおりません。また、期末残高には消費税等を含んでおります。

２．資金の預託に係る利率については、市場金利を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社等

子会社

会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
株式会社ISIDインターテクノロジー	東京都港区	326	システム開発等	直接 100.0	兼任 2人	当社顧客のシステム開発等委託

取引の内容	取引金額(百万円)		科目	期末残高(百万円)
資金の寄託(注)	資金の寄託	1,709	預り金	664
	資金の返済	1,811		
	利息の支払	0	未払費用	0
受取配当金		360	―	―

会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
株式会社ISIDアドバンストアウトソーシング	東京都港区	300	アウトソーシング・運用保守サービス	直接 100.0	兼任 2人	当社顧客のアウトソーシング及び運用保守委託

取引の内容	取引金額(百万円)		科目	期末残高(百万円)
資金の寄託(注)	資金の寄託	3,165	預り金	1,663
	資金の返済	2,879		
	利息の支払	1	未払費用	0

会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
株式会社ISIDビジネスコンサルティング	東京都港区	300	コンサルティングサービス	直接 100.0	兼任 2人	当社顧客のコンサルティングサービス等委託

取引の内容	取引金額（百万円）		科目	期末残高（百万円）
資金の寄託（注）	資金の寄託	120	預り金	671
	資金の返済	55		
	利息の支払	0	未払費用	0

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の寄託に係る利率については、市場金利を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

7．事業構造改善費用に関する注記

概要につきましては、連結注記表の「事業構造改善費用に関する注記」に記載のとおりであります。
その内容は、減損損失988百万円および事業構造改善引当金繰入額311百万円であります。

8．減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を計上した資産

場所	用途	種類	減損損失（百万円）	損益計算書上の計上科目
東京都三鷹市	運用保守サービス施設	土地及び建物等	988	事業構造改善費用

当社は、継続的に損益の把握を実施している事業用資産についてはキャッシュ・フローを生み出すと認められる最小単位毎に、本社等の全社資産は共用資産としてグルーピングを行っております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

取得時に検討した事業計画において、当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損損失を認識しております。

(3) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額を基に算定しております。

９．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社ビルをはじめとしたオフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主な使用見込期間を賃貸借契約開始から15年と見積り、割引率は1.897%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	697百万円
時の経過による調整額	11百万円
期末残高	709百万円

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,058円35銭
１株当たり当期純利益	40円94銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

（注）記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月１日

株式会社　電通国際情報サービス
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	広　瀬　　勉	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬　戸　　卓	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後　藤　英　俊	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社電通国際情報サービスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電通国際情報サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月１日

株式会社　電通国際情報サービス
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	広　瀬　　勉	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬　戸　　卓	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後　藤　英　俊	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社電通国際情報サービスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査役会が全員一致で決議した「2014年度監査役監査計画」に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、取締役等が法令を遵守し、健全な経営が行われるよう、その職務の執行を監査しました。

(1)事業報告等に関する監査の方法及びその内容

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、また、内部監査部門及び法務部門等から定期的に報告を受け、本社及び主要な事業所において会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

内部統制システムについては、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び同実施基準に準拠して作成された「内部統制の構築・運用状況チェックリスト」に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の方法のほか、取締役から「取締役の職務執行状況確認書」の提出を求め、調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に関する監査の方法及びその内容

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討を加え、かつ、会計監査人の監査の方法及び結果について検討しました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関しては、子会社等に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月11日

株式会社電通国際情報サービス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　鈴　木　貞　夫 ㊞

監査役（社外監査役）　一　條　和　生 ㊞

監査役（社外監査役）　谷　　淳 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、持続的な成長を実現するための内部留保を確保しつつ、適正かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期末の配当金につきましては、前期末より２円増配し、１株につき14円とさせていただきたいと存じます。

すでに実施済みの中間配当金１株につき12円とあわせまして、年間配当金は１株につき26円となります。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　　金銭

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社株式１株につき金14円　総額456,159,340円

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月24日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 当社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までですが、当社の親会社である株式会社電通が、国際会計基準（IFRS）を任意適用するとともに、グループ一体となった経営推進ならびに業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の透明性を更に高めることを目的として、同社およびすべての連結子会社の決算期変更を予定していることから、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたします。

これに伴い、現行定款第13条、第14条、第45条、第46条、第47条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第41期事業年度は平成27年４月１日から平成27年12月31日の９ヵ月間とするため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

①新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条第２項および第41条第２項に所要の変更を行います。なお、定款第31条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

②現行定款第34条で引用する会社法の条文を相当条文に変更するとともに、一部字句の修正を行います。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（招集の時期） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年<u>６</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	（招集の時期） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年<u>３</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日） 第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>３</u>月31日とする。	（定時株主総会の基準日） 第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第１項に規定する取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項に規定する取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（任　期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 ３　会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（任　期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ３　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

現行定款	変更案
2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第１項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第１項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（事業年度） 第45条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。	（事業年度） 第45条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。
（期末配当金） 第46条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（期末配当金） 第46条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
（中間配当金） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（中間配当金） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
＜新設＞	附則 第１条　第45条の規定にかかわらず、第41期事業年度は、平成27年４月１日から平成27年12月31日までとする。 第２条　第47条の規定にかかわらず、第41期事業年度は、取締役会の決議によって、平成27年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。 第３条　本附則は、平成27年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。

第３号議案　取締役10名選任の件

当社取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営管理の強化を図るため１名増員し、取締役（10名）の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1	釜井　節生（かまい　せつお） (昭和27年５月23日生) 2,000株	昭和50年４月　株式会社電通入社 平成14年６月　同　常務執行役員 平成16年６月　同　取締役 当社社外取締役 平成18年６月　株式会社電通常務取締役 平成21年６月　当社専務取締役 平成22年４月　同　代表取締役社長　最高執行責任者<現任> 平成23年４月　同　最高経営責任者<現任>
2	福山　章弘（ふくやま　あきひろ） (昭和28年９月25日生) 10,040株	昭和51年４月　当社入社 平成16年６月　同　取締役 平成17年６月　同　常務取締役 平成20年６月　同　専務取締役 平成21年３月　株式会社ISIDアドバンストアウトソーシング代表取締役 平成22年４月　当社取締役　副社長執行役員　営業統括<現任> 平成26年４月　同　グローバルビジネス開発本部担当<現任> 平成27年４月　同　エンジニアリングソリューションセグメント長 戦略ビジネス推進本部担当<現任>
3	市川　建志（いちかわ　けんじ） (昭和32年２月23日生) 6,600株	昭和55年４月　当社入社 平成18年６月　同　取締役 平成20年６月　同　常務取締役 平成21年６月　同　専務取締役 平成22年４月　同　取締役　専務執行役員<現任> 平成24年６月　株式会社ISIDアドバンストアウトソーシング代表取締役<現任> 平成26年４月　株式会社ISIDアドバンストアウトソーシング代表取締役社長<現任> 平成27年４月　当社ビジネスソリューションセグメント長<現任>
4	上原　伸夫（うえはら　のぶお） (昭和29年８月17日生) 9,500株	昭和55年11月　当社入社 平成17年６月　同　取締役 平成20年６月　同　常務取締役 平成21年10月　株式会社ISIDアシスト代表取締役社長<現任> 平成22年４月　当社取締役　専務執行役員　管理統括<現任> 平成23年４月　同　統合リスク管理室担当<現任> 平成24年４月　同　グループ会社統括<現任> 平成25年４月　同　経営企画本部担当<現任>

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
5	梅沢　幸之助 （昭和33年３月21日生） 1,000株	昭和57年４月　株式会社荏原製作所入社 平成２年２月　当社入社 平成17年10月　同　執行役員 平成20年６月　同　取締役<現任> 平成22年４月　同　常務執行役員<現任> 平成23年４月　同　開発・技術統括　管理本部担当<現任> 平成25年４月　同　技術本部担当<現任> 平成26年５月　株式会社ISIDエンジニアリング代表取締役<現任>
6	吉本　敦 （昭和33年２月６日生） 1,560株	昭和55年４月　大阪精密機械株式会社入社 平成３年８月　当社入社 平成18年４月　同　執行役員 平成20年６月　同　取締役<現任> 平成22年４月　同　常務執行役員<現任> 平成23年４月　株式会社アイティアイディコンサルティング代表取締役社長<現任> 平成27年４月　当社エンジニアリングソリューションセグメント長補佐<現任> 平成27年６月　株式会社エステック代表取締役<就任予定>
7	小林　明 （昭和34年２月28日生） 10,600株	昭和57年４月　当社入社 平成17年４月　同　執行役員 平成21年６月　同　取締役<現任> 平成22年４月　同　常務執行役員　金融ソリューションセグメント長<現任> 平成26年４月　同　グローバルビジネス開発本部担当補佐<現任>
8	【新任】 森岡　泰郎 （昭和29年12月17日生） 200株	昭和53年４月　株式会社電通入社 平成14年４月　同　営業総括　アカウント・プランニング計画局局次長 平成18年５月　同　グループ事業本部グループ経営推進局長 平成24年４月　同　ビジネス統括局専任局長 平成25年１月　当社執行役員　管理本部長補佐 平成25年４月　同　上席執行役員<現任>　管理本部長 平成27年４月　同　コミュニケーションITセグメント長補佐<現任>
9	【社外取締役候補者】 遠谷　信幸 （昭和34年７月27日生） 0株	昭和57年４月　株式会社電通入社 平成19年10月　同　メディア・コンテンツ本部インタラクティブ・コミュニケーション局局次長兼メディア企画室長 平成20年６月　株式会社ビデオリサーチインタラクティブ社外取締役<現任> 株式会社ディーツーコミュニケーションズ（現 株式会社D2C）社外取締役<現任> 株式会社サイバー・コミュニケーションズ社外取締役<現任> 平成20年７月　株式会社電通　インタラクティブ・メディア局長 平成22年１月　同　デジタル・ビジネス局長 平成24年４月　同　執行役員<現任> 株式会社電通デジタル・ホールディングス代表取締役社長<現任> 平成24年６月　当社社外取締役<現任> 平成25年11月　株式会社インタラクティブ・プログラム・ガイド社外取締役<現任> 平成27年６月　株式会社BS-TBS社外取締役<就任予定> 株式会社カカクコム社外取締役<就任予定>

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
10	【新任】 【社外取締役候補者】 【独立役員】 一條（いちじょう）　和生（かずお） （昭和33年10月13日生） 0株	平成５年10月　一橋大学　社会学部助教授 平成13年４月　同　大学院社会学研究科教授、国際企業戦略研究科教授 平成13年６月　当社社外監査役〈現任〉 平成17年３月　株式会社シマノ社外取締役〈現任〉 平成19年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授〈現任〉 平成21年６月　カルビー株式会社社外取締役〈現任〉 （平成27年６月退任予定） 平成26年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科研究科長〈現任〉 平成27年６月　パナホーム株式会社社外取締役〈就任予定〉

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．営業統括は、グループ全体最適の観点から、当社およびグループにおける顧客とのリレーションの維持・拡大等、営業活動全般を統括いたします。
３．管理統括は、グループ全体最適の観点から、当社およびグループにおける管理部門に関する事項を統括いたします。
４．グループ会社統括は、グループ全体最適の観点から、当社およびグループにおける経営管理に関する事項を統括いたします。
５．開発・技術統括は、グループ全体最適の観点から、当社およびグループにおける技術部門の要員等の技術リソースについて、その最適化を統括いたします。
６．遠谷信幸氏は、当社の親会社である株式会社電通においてデジタル・ビジネスを統括する部門の責任者（執行役員）であります。同氏につきましては、グループ経営の観点から豊富な経験と知識に基づく提言をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
７．遠谷信幸氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年であります。
８．遠谷信幸氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限度額を600万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
９．一條和生氏は、現在当社の社外監査役でありますが、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
10．一條和生氏は、企業戦略、先進的オペレーションおよびコーポレートガバナンス研究の専門家としての知識・経験に基づく提言をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
11．当社は一條和生氏との間で、社外監査役として責任限度額を600万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の社外取締役への選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。
12．当社は一條和生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役一條和生氏が辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

選任されます監査役の任期は当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時（平成27年12月期に関する定時株主総会終結の時）までとなります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）
【新任】 【社外監査役候補者】 【独立役員】 むらやま　ゆかり 村山　由香里 （昭和47年８月４日生） 0株	平成12年４月　弁護士登録 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）（旧坂井秀行法律事務所）弁護士 平成22年１月　金融庁監督局（金融会社室及び信用機構対応室）出向 平成24年４月　ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）へ帰任 同　事務所カウンセル 平成25年１月　同　事務所パートナー 平成27年４月　アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー〈現任〉

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、社外監査役として適任であることから選任をお願いするものであります。直接企業経営に関与した経験はありませんが、企業法務に関する豊富な実務経験を有していることから、当社経営に対する貴重な意見・助言等により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

３．候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、候補者の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

４．候補者の選任が承認された場合、当社は候補者との間で責任限度額を600万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役については、法令に定める監査役の員数を欠いたことを就任の条件として、その任期は前任者の残存期間といたします。またこの決議の効力は、次期定時株主総会の開始の時までといたします。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日） 所有する当社の株式数	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）
大原（おおはら）　猛（たけし） （昭和37年９月17日生） 0株	昭和61年４月　株式会社電通入社 平成23年10月　同　グループ監査役室専任部長 平成24年１月　株式会社BI.Garage監査役〈現任〉 平成24年６月　株式会社サイバー・コミュニケーションズ社外監査役〈現任〉 株式会社D2C社外監査役〈現任〉 株式会社DAサーチ＆リンク社外監査役〈現任〉 株式会社電通デジタル・ホールディングス社外監査役〈現任〉 平成26年６月　株式会社電通沖縄社外監査役〈現任〉 平成26年11月　株式会社電通ブルー社外監査役〈現任〉 平成27年４月　株式会社電通　監査役会室局次長 兼グループ監査役部長〈現任〉

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．候補者は、グループ経営管理に関する高い見識と幅広い経験を生かしていただけると判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

３．候補者は、当社の親会社である株式会社電通の監査役会室局次長兼グループ監査役部長であります。

４．候補者が当社の監査役に就任する場合、当社は候補者との間で責任限度額を600万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第６号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される監査役一條和生氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴
一條（いちじょう）　和生（かずお） （昭和33年10月13日生）	平成５年10月　一橋大学　社会学部助教授 平成13年４月　同　大学院社会学研究科教授、国際企業戦略研究科教授 平成13年６月　当社社外監査役〈現任〉 平成17年３月　株式会社シマノ社外取締役〈現任〉 平成19年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授〈現任〉 平成21年６月　カルビー株式会社社外取締役〈現任〉 （平成27年６月退任予定） 平成26年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科研究科長〈現任〉

以　上

議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使につきましては、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。
なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

１．代理人による議決権行使について
株主総会にご出席願えない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面をご提出いただく必要があります。

２．議決権行使期限について
郵送(議決権行使書)ならびにインターネットによる議決権行使期限について
いずれの場合も、平成27年６月22日(月曜日)午後５時30分とさせていただきますので、お早めに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

３．議決権を重複して行使された場合の取り扱いについて
郵送(議決権行使書)ならびにインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

４．インターネットによる議決権行使のお手続きについて
(1)議決権行使サイトについて
①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
※「ｉモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、ＯＳ・ブラウザー等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
③携帯電話向けサイトからの議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
(2)インターネットによる議決権行使方法について
①議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
②株主様以外の第三者による不正アクセス（″なりすまし″）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
(3)インターネットにより複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
(4)議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
(5)インターネットによる議決権行使の不明点について
ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

５．システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

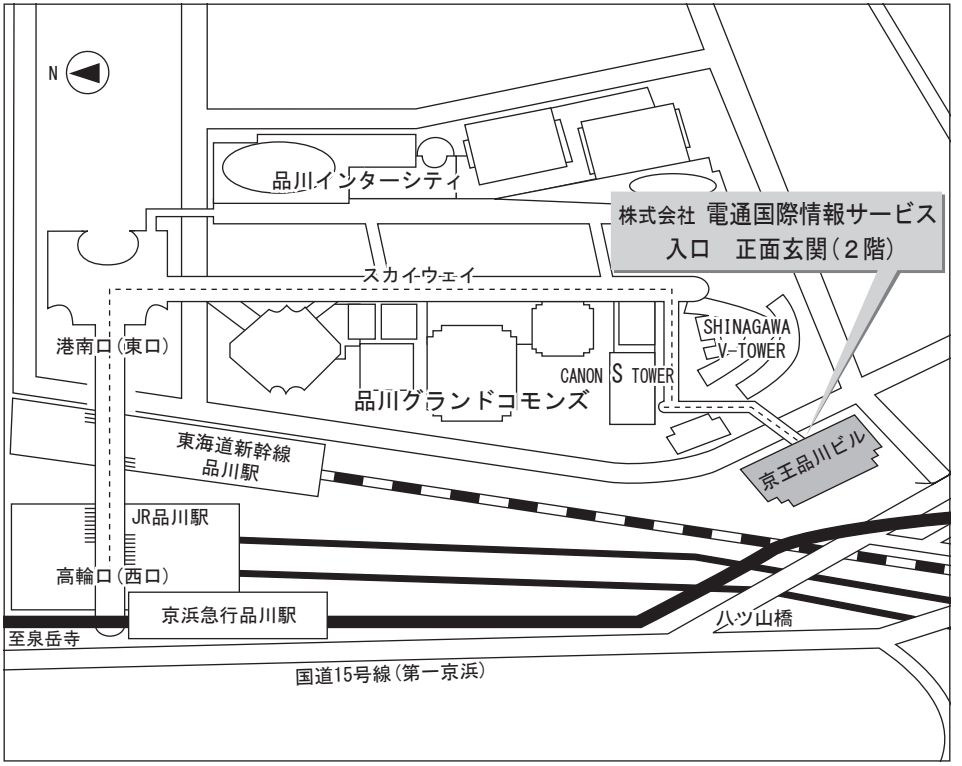
以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

東京都港区港南二丁目17番１号　京王品川ビル
当社本社３階ホール
電　話　03－6713－6111



ＪＲ品川駅港南口（東口）・京浜急行品川駅より徒歩約10分

お願い：正面玄関（２階）よりお入りください。なお、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。